



うめ

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745(69)8282
FAX 0745(69)7377
自宅 0745(69)2174

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

日	14	28
月	1	15
火	2	16
水	3	17
木	4	18
金	5	19
土	6	20
日	7	21
月	8	22
火	9	23
水	10	24
木	11	25
金	12	26
土	13	27

2月の税務と労務

- | | |
|---|--|
| <p>国 税 / 平成21年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日
(還付申告は申告期間中でも受け付けられません)</p> <p>国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月15日</p> <p>国 税 / 1月分源泉所得税の納付 2月10日</p> <p>国 税 / 12月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 3月1日</p> | <p>国 税 / 6月決算法人の中間申告 3月1日</p> <p>国 税 / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 3月1日</p> <p>国 税 / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の申告及び納付 3月1日</p> <p>地方税 / 固定資産税の第4期分の納付
市町村の条例で定める日</p> |
|---|--|

ワンポイント 雑損控除になる雪下ろし費用

豪雪地では積もった雪の重みで家がつぶされる恐れもあることから、屋根の雪下ろしは冬の作業として欠かすことができません。この雪下ろしを業者に依頼した場合、雪下ろし費用は、雪による被害の発生を防止するためのやむを得ない支出として、雑損控除の対象となります。

部下育成の方法

労とストレスがたまりません。

企業が行う人材育成は大きく分けて OJT（職場内教育）、OFFJT（集合教育）、自己啓発の三つですが、どの企業でも少なく見積もっても OJT が九割以上を占めています。

OJTとは、「上司が、部下に対して、仕事を通じて、仕事に必要な能力を意図的、計画的に高めていく活動」のこと。上司が部下に指導を行わなかったら、事実上、企業は人材育成活動をしていないことと同じです。上司にとって部下指導は、実務をこなすのと同じくらい大事な仕事であることを自覚する必要があります。

指導を怠ったことにより部下が育たなければ、仕事のレベルが上がらず顧客の要求に答えられなかったり、作業ミスでやり直し等が発生し余計な経費がかかったりしてしまいます。上司だけが走り回ることに、疲

この結果、上司本来の業務

（目標管理、戦略立案、労務管理、対顧客活動等）が疎かになってしまいます。「良い仕事」をするための創意工夫がない集団になり、やる気のある人もやる気もなくし、優秀な人材が辞め使えない人材しか残りません。

そのため、顧客が減って経営不振となり新しい戦略も打ち出せず、現状脱出できない状況に陥ってしまいます。以下に部下育成の方法を掲げてみます。

部下育成の基本的な考え方

1 育成の心構え

- * 指導・育成という仕事は自分にとって一番大事な仕事だと思つ
- * こうなってもらいたいという理想像を持つ
- * 一貫した方針を持つ

- * 部下の成長を共に喜ぶ
- * 部下の業績と人柄に関心を持つ

- * 部下の悪いところばかり見ずに良いところを見るようにする
- * 嫌われることを恐れずに信念を持って指導する

2 どんな働きかけが良いか

- * 自分が模範を示す
- * やってほしいことを具体的に指示する
- * 自分がやったほうが早いと思つてもやらせてみる
- * 小さな成功をほめる
- * 不注意・怠惰・無責任を叱り、前向きな失敗は叱らない
- * 能力に応じて思い切つて権限を委譲し、大きな仕事を任せてみる。この際、教え過ぎず考えさせる
- * 失敗して、落ち込んでいた

- り悩んでいたら励ます
- * 業務だけの指示ではなく仕事の意義・目的を教える
- * よく話し、よく聴く
- * 会社批判はしない
- * 必要であれば私生活のことでもアドバイスをする

3 どんな機会に指導するのか

- * 新しい仕事を教える時 仕事を説明する やつてみせる やらせてみる チェックする 再度説明しやつてみせる やらせてみる チェックする
- * 失敗した時 その場で注意し原因・対策を考えさせる
- * うまくいった時 ほめる・次の課題を与える等
- * 勉強会を行う
- * 個別面談や会議の場で指導する

部下育成の技法

1 指示の仕方

- 【対新人】
- まず、やつてもらいたいことの全体像を簡単に説明する

理解しているかどうか確認しながら（複雑な内容の場合は資料を見せながら）説明する
具体的にどのようなように動くのか指示する
実際にやらせてみてチェックする

「対ペテン」

やってももらいたいことの全体像を簡単に伝える
質問してきたら受ける
もっと良いやり方を提案してきたら聴いてみて、良ければ受け入れる
細かい指示はせず本人にまかせる
当初の方針と違うことが発生するようなら報告させる
報告・連絡・相談が全くなされないようなら注意する

2 ほめ方

* その場ですぐにほめる
* 外見等ではなく行動や発言をほめる
* 自分が機嫌が良い時だけほめる

めるのではなく、機嫌が悪い時も部下が良いことをしたらほめる
* 「すばらしい意見だね。声は小さいけど」など条件付のほめ方はしない
* 特定の部下だけ連続してほめる場合は時と場所に注意する

3 叱り方

* 教えていないことを叱ってはならない
* 段階を踏んで叱る 模範を示す 正しい姿勢を促す
* そつと注意する 注意する 叱る 怒る 罰する
* 個性に合わせて叱る
* 事実に基づいて叱る
* 人格を傷つけるような言葉は使わない
* 短時間で簡潔に
* 叱つたら後で必ずフォローをする
* 勇気をもって叱る

4 話の聴き方

* 姿勢正しく相手の方に体を向け顔を見ながら聴く
* 相手の発言の要所要所で頷く

き相槌を打つ
* 最後まで聴く
* 間があいたら、相手の言葉を自分の言葉で言い換える、適切な質問をする等を行い相手の発言を促す
* 相手の話に対して批判したり反論したりしない
* 必要に応じてメモをとる
* 相手と共に考え理解しようと努め共感的態度をとる
計画的育成の流れ

1 どんな仕事をしてほしいのかをはつきりさせる

2 育成に必要な項目を把握する

「あるべき姿」と「現実の姿」のギャップを把握
そのうち職場内教育で解決できるものを掴む
その項目を列挙し優先順位をつける

3 指導目標の設定と指導計画の立案

優先順位の高い項目について「いつまでに」「どのレベル」

になって欲しいのか指導目標を決める
指導目標を達成するために、どのような方法で行うのか指導計画を立案する
この2つについて部下と話し合い、合意を得ておく

4 日常の仕事を行う

指導計画に沿って意図的に説明・指示・権限移譲・仕事の進捗状況のチェック・助言・援助などの指導活動を行う
定期的に能力の伸長度合いを部下にフィードバックする
指導の内容や経過については記憶しておく

5 成果の相互確認と新しい課題の検討を行う

所定の期間経過後、部下に目標の達成度を自己評価させると同時に上司もその努力と成果を正しく評価し、確認し合う。
次の目標検討とそのチャレンジへの動機づけを行う。

創業記念品等

Q 当社では、このたび創業30周年を迎えるため、全社員に対して、記念品または商品券を支給する予定ですが、税務上の問題はありますか。

A 会社が創業記念品等を支給する場合の経済的利益については、「役員または使用人に対し創業記念、増資記念、工事完成記念または合併記念等に際し、その記念として支給する記念品（現物に代えて支給する金銭は含まない。）で、次のいずれにも該当するものについては、課税しなくて差し支えない」とされています。

その支給する記念品が社会通念上記念品としてふさわしいものであり、かつ、そのものの処分見込額が1万円以下のものであること

創業 周年記念のように一定期間ごとに到来するものについては、創業後おおむね5年以上の期間ごとであること

したがって、「株式会社創業30周年記念」のように社名等を入れるなどして、記念品であることを明確にするとよいでしょう。

なお、その記念品の処分見込額が1万円以下であるかどうかの判定に当たっては、消費税抜きの金額を用いることとされています。

この「課税しなくて差し支えない」とする取扱いは、あくまでも創業記念品等に対するものですから、記念品に代えて現金を支給する場合には、金額の多寡に関わらず、所得税の課税対象となります。商品券についても、現金と同様に課税対象となると考えられます。

なお、経済的利益が、所得税の課税対象となる場合には、当然、源泉徴収も必要となります。

貸倒れ - 売掛債権の特例

法人の金銭債権について、貸倒損失として処理できるのは、大きく分けて、1. 法律上の貸倒れ、2. 会計認識上（事実上）の貸倒れ、3. 売掛債権の特例、の3つの場合です。

このうち、売掛債権の特例とは、売掛債権（売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金や固定資産の譲渡による未収金その他これに準ずる債権は含まれない）について、次の事実が発生した場合には、備忘価額を差し引いた残額を貸倒れとして損金経理することを認めるものです。

債務者との継続的な取引停止または最終弁済とのいずれかが遅い時から一年以上経過した場合。ただし、その売掛債権について担保がある場合は除かれます。

同一地域の債務者について、売掛債権総額が取立費用に満たない場合で、支払を督促しても弁済がない場合。

個人事業税

個人事業税は、個人が営んでいる事業のうち、地方税法で定められた事業（法定事業）に対して課税される都道府県税（地方税）です。

個人事業税は、事務所・事業所（事務所等を設けないで事業を行っている場合には、住所・居所のうちその事業と最も関係の深い場所）の所在地の都道府県が課税します。

法人事業税と異なり、事業を営んでいる場合であっても、その事業が法定事業に該当しない場合には、個人事業税は課税されないこととなります。

事業税の課税対象とされる法定事業は、第一種事業（物品販売業、飲食店業などの三七業種）、第二種事業（畜産業などの三業種）、第三種事業（医業、税理士業などの三〇業種）の七業種です。